



じょうりんちゃん

お問い合わせは 国保医療課 〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16・17 ☎(56)4038 FAX(56)3999へ

医療費分析のお知らせ

市では、みなさんの健康管理に役立てていただくため、国民健康保険に加入されているみなさんの医療費に関するデータを基に、受診状況などさまざまな分析を行う「医療費分析」を実施しました。その分析結果から「生活習慣病に係る医療費等の状況」についてお知らせします。

生活習慣病に係る医療費等の状況

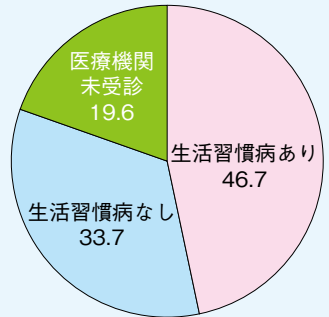
令和4年度診療分の被保険者全体に占める生活習慣病患者の状況は、生活習慣病あり46.7%、生活習慣病なし33.7%、医療機関未受診19.6%となり、生活習慣病を有している人が被保険者全体の約5割を占めています。(図①参照)

また、生活習慣病における疾病別医療費の割合は、腎不全25.2%、糖尿病19.8%、高血圧性疾患14.6%、虚血性心疾患13.3%、脂質異常症10.3%の順に高くなっています。(図②参照)

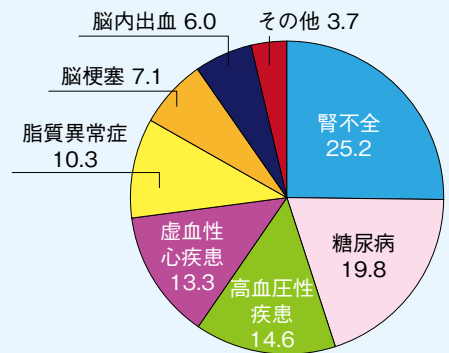
疾病別1人当たりの医療費は、くも膜下出血や腎不全が圧倒的に高くなっています。(図③参照)

特定健診受診状況別の生活習慣病患者1人当たりの医療費は、入院・入院外ともに健診未受診者の医療費が多い結果となっています。(図④参照)

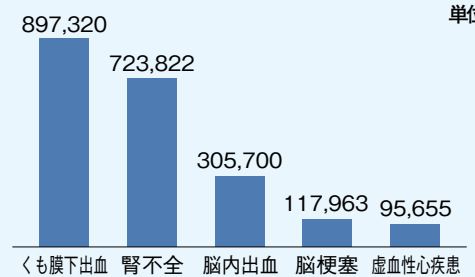
【図①】被保険者全体に占める生活習慣病患者の状況



【図②】生活習慣病疾病別医療費の状況



【図③】疾病別1人当たり医療費(上位5件)



【図④】生活習慣病患者1人当たり医療費

健診有無	入院	入院外	合計※1
健診受診者	19,712	75,885	76,912
健診未受診者	74,047	90,073	97,051

※1 入院、入院外の区分けなく集計した場合

生活習慣病は重症化してしまうと体に大きな負担となり、医療費も急増します
毎年1回の特定健診を必ず受診し、かかりつけ医の指導を受けて、早期の治療・予防に努めましょう!

国民健康保険料について

国保料(特別徴収分)の仮徴収について

令和6年度の国民健康保険料(国保料)の年金からの仮徴収は、4月支給分から始まります。

対象の人には、4月上旬に「国民健康保険料仮徴収額通知書」を送付します。

▼対象 令和6年2月分の国保料を年金からの天引き(特別徴収)で納めている世帯主等

国保料(特別徴収分)の支払方法の変更について

特別徴収で国保料を納めている人は、支払方法を口座振替に変更することができま

す。①金融機関へ届出をする
○持ち物：通帳、通帳届出印、被保険者証または特別徴収決定通知書(仮徴収決定通知書)

②金融機関への届出後、国保医療課へ届出をする
○持ち物：被保険者証、口座振替依頼書控え

また、災害やその他の特別な事情がないのに納期限から1年以上国保料を滞納すると、「被保険者資格証明書」の交付となります。

※3月末までに届出をした場合、6月以降支給分の特別徴収を中止できます

国保料を滞納すると、納付状況に応じて有効期間が3カ月・6カ月・12カ月などの短期被保険者証の交付になります。

国保料を滞納すると…

この短期被保険者証の有効期間が切れる前には、更新の通知と国保料の納付のお願いを送付しますが、納付が困難な場合には京都府地方税機構「☎(46)6568」にご相談ください。国保料が未納で被保険者証の有効期間が切れていても国保の資格はありますので、医療機関にかかる際には必ず事前に国保医療課窓口でご相談ください。

国保料の減免

国保料の納付が困難で次のような状況の人は、国保料を減免できる場合があります。必ず納期限内に、国保医療課にご相談ください。

○所得が皆無となったため、生活が著しく困難な人

○雇用保険法に規定する失業給付等受給資格者で、今年の所得が前年所得に比べ減少している人

○給付制限を受けている人(例・拘置所などに拘禁されている人)

○申請月以降に納期限が到来する国保料の所得割が対象です(給付制限を除く)

会社都合で退職された人へ

会社都合で退職した人へ

会社都合で退職した人へ

会社都合で退職した人へ

会社都合で退職した人へ

会社都合で退職した人へ

会社都合で退職した人へ

会社都合で退職した人へ

会社都合で退職した人へ

会社都合で退職した人へ

会社都合で退職した人へ

会社都合で退職した人へ

会社都合で退職した人へ

会社都合で退職した人へ

・34と記載のある人
▼減額の対象となる国保料 離職日の翌日から翌年度末までの給与所得に係る国保料
該当者は被保険者証・雇用保険受給資格者証等を持参の上、国保医療課へ申請してください。

産前産後期間の国保料軽減措置について

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援などの観点から、被保険者が出産する際、産前産後の国保料を軽減する制度が創設されました。

世帯主からの届出が必要ですが、「出産育児一時金」の支給などにより出産の事実が確認できる場合、届出は不要です。

▼対象 出産する予定または出産した被保険者

※令和5年11月1日以降に出産した被保険者が対象となります

▼軽減の内容

○単胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の所得割と均等割

○双子などの多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の所得割と均等割

※出産とは、妊娠85日以上の分娩をい、死産、流産(人工妊娠中絶を含む)、早産を含みます

※対象 次の①～③全てに該当する人

①非自発的理由により離職した国保加入者

②失業時65歳未満の人

③雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職理由欄に11・12・21・31・32・33

図⑤ 自己負担限度額
○70歳未満の人の場合

Table with columns: 所得区分, 総所得金額等(※1), 3回目まで, 4回目以降(※3). Rows include 住民税課税世帯 and 住民税非課税世帯.

○70歳以上75歳未満の人の場合

Table with columns: 所得区分, 外来(個人ごと), 外来+入院(世帯ごと). Rows include 現役並み所得者, 一般, and 低所得者.

- ※1 国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の「総所得金額等」
※2 所得の申告がない場合は、901万円超の限度額が適用されます
※3 過去12か月で、一つの世帯での支給が4回以上あった場合
※4 世帯収入の合計が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下の場合も含む
※5 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります(外来のみで限度額超過の場合は回数に含みません)

高額療養費の申請について
1か月の医療機関窓口での支払い額が自己負担限度額(図⑤参照)を超えたとき、その超えた金額が、高額療養費として支給されます。

従来この支給を受けるためには領収書の持参が必要でしたが、令和3年1月診療費の超過したとき、その超えた金額が、高額療養費として支給されます。

以降分については、一度手続きをすると、その後の高額療養費の支給対象になったものは自動的に指定の口座に振り込まれます。対象者には国保医療(老人医療)などの償

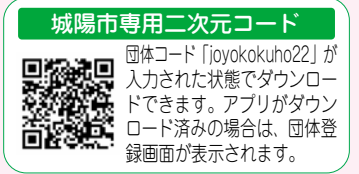
課から申請の案内を送付しています。
※自動払戻を適用できるのは、国民健康保険の高額療養費のみが対象であり、福祉医療(老人医療)などの償

健康マイレージ事業実施!

国保加入者に楽しく健康づくりをしてもらうために、スマートフォンのウォーキングアプリ「aruku&(あるくと)」を利用した事業を来年度も実施します。

アプリの中で城陽市国保の団体登録を行い、イベント(年3回実施)で目標をクリアすると、城陽市独自の特典が抽選でもらえます。団体コード「joyokokuho22」を入力し、登録をお願いします。なお、令和4年度または5年度に団体登録をした方は再度登録し直す必要はありません。そのままお使いください。

※団体登録はどなたでも可能です。特典がもらえるのは国保加入者のみです。楽しく歩いて健康づくりに役立てましょう!



柔道整復師へは正しくかかりましょう

柔道整復師(整骨院・接骨院)での施術は、被保険者証が使える場合と使えない場合がありますので、次の内容を参考に受診してください。

- 被保険者証が使える場合
○外傷性のねんざ、打撲
○医師の同意がある場合または応急処置である場合の骨折、脱臼の施術
被保険者証が使えない場合
○日常生活における単純な肩凝り、腰痛など
○病気による凝りや痛み
○症状の改善が見られない長期の施術
○スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術

特定保健指導を実施中

今年度、特定健康診査または城陽市国保の人間ドックを受診した人のうち、その結果から保健指導が必要と判定された人には、市から「特定保健指導」の案内を送付しています。生活習慣の改善のために積極的にご参加ください。

第三者行為は届出を

◎健康相談のお問い合わせは、保健センター「☎(55)1111」へ
また、保健センターで健康相談(要予約)や訪問指導も実施しています。特定保健指導に該当しない人もお気軽にご相談ください。

被保険者証の更新について

新しい被保険者証を簡易書留にて、世帯主宛に加入者全員分をまとめて送付します。(国保料に滞納があると自動更新できない場合があります)
なお、今回の更新にかかる被保険者証の有効期限は、マイナンバーカードとの一体化による被保険者証の廃止に伴い、令和7年12月1日までとなります。

一部負担金の減免について

国保被保険者が、特別な理由のため医療機関での一部負担金を支払うことが困難な場合は、減免できる場合があります。国保医療課でご相談ください。

所得のない人も申告を要です

所得税や市・府民税の申告義務がない人でも国保での所得申告が必要となる人には、国保医療課から申告書を送付しますので、必ず4月15日(月)までに申告してください。

国保加入・喪失の手続き

国保に加入する場合は、他の健康保険の資格喪失後14日以内に届出がないと、届出日からしか保険の給付が受けられません。また、他の健康保険の資格喪失日までさかのぼって(最長2年)国保料を納めていただくこととなりますので、ご注意ください。

Table with columns: その他, 国保をやめるとき, 国保に入るとき. Rows include various scenarios like moving, death, etc., and required documents.

還付金詐欺にご注意ください!
市や日本年金機構などの職員を名乗り、ATMから振り込みをさせる事案が発生しています。市では、保険料や医療費などの還付の通知は全て文書で行い、電話で返金をお知らせすることはありません。また、ATMから返金することは絶対にありません。不審な電話がかかってきたら、以下の点に心掛けてください。
①慌てず、本人や関係行政機関に連絡する
②振り込む前に家族に相談する
③ATMに行くように言われたら詐欺かと疑う
消費生活センター ☎(56)4052
城陽警察署 ☎(53)0110